

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号および第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

令和 7 年 11 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 丸善守山店 守山市古高町字福田 39

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 260 台

イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 64 台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 43 m<sup>3</sup>

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 店舗 A(株式会社平和堂、株式会社ブランワン、株式会社ワツツ西日本販売) 午前 10 時から午後 10 時

(イ) 店舗 B(株式会社本のがんこ堂) 午前 9 時から午後 10 時

(ウ) 店舗 C (株式会社ユタカファーマシー) 午前 9 時から午後 10 時

(エ) 店舗 D(未定) 午前 10 時から午後 7 時

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場① 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(イ) 駐車場② 午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分

(2) 変更後

ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 132 台

イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面のとおり 80 台

ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面のとおり 59 m<sup>3</sup>

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 店舗 A(株式会社平和堂、株式会社ブランワン、株式会社ワツツ西日本販売) 午前 9 時から午後 10 時

(イ) 店舗 B(株式会社本のがんこ堂) 午前 9 時から午後 10 時

(ウ) 店舗 C (株式会社ユタカファーマシー) 午前 8 時から翌午前 0 時

(エ) 店舗 D(未定) 午前 10 時から午後 7 時

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場① 午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分 (一部午前 7 時 30 分から午後 10 時)

(イ) 駐車場② 午前 7 時 30 分から午後 10 時 00 分

4 変更年月日

アについては令和 8 年 6 月 30 日 (イとウに係る部分については令和 7 年 5 月 21 日)、イおよびウについては

令和 7 年 5 月 21 日、エについては令和 7 年 11 月 27 日 (店舗 A については令和 7 年 5 月 21 日)、オについては

令和 7 年 11 月 27 日

5 変更の理由

アについては従業員等共用駐車場の設置および駐車場レイアウト整備のため、イについては店舗 C の駐輪場増設のため、ウについては廃棄物保管施設の増設のため、エおよびオについては店舗 A および店舗 C の営業時間の変更、ならびに営業時間の変更に伴う運用方法の変更のため

6 届出年月日 令和 7 年 10 月 29 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 11 月 21 日から令和 8 年 3 月 23 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 23 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号